

2025年1月24日

株式会社グッドスピード
代表取締役 加藤 聡

東海財務局による行政処分（業務改善命令）について

本日、株式会社グッドスピードは、保険業法第306条の規定に基づき、東海財務局より下記のとおり、株式会社グッドスピードの保険募集人としての保険募集管理態勢等に関して、行政処分（業務改善命令）を受けました。お客様をはじめ、関係者の方々に多大なご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。この度の事態に至ったことを厳粛に受け止め、社外専門家の知見も取り入れつつ改善に取り組み、業務の健全かつ適切な運営および顧客保護を徹底し、信頼の回復に努めてまいります。

記

東海財務局による株式会社グッドスピードへの業務改善命令の内容

業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、保険金不正請求疑義事案を含む不適切事案について全容把握のための調査を実施し、調査結果を踏まえた真因分析を行った上で、以下を実施すること

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の所在の明確化
- ② コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成
- ③ 適切な保険募集管理態勢の確立
- ④ 適切な苦情管理態勢及び顧客情報管理態勢の確立
- ⑤ 上記を着実に実行し、定着を図るための経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化

上記に係る業務の改善計画を命令から一ヶ月以内に提出し、以後、計画の実施完了までの間、その履行状況を3か月ごとに報告すること。

以上